



お知らせ版

3-1 No. 421

2014年(平成26年)

広報 はにゅう

発行所 埼玉県羽生市役所 電話(048)561-1121(代表)

編集 総務部秘書広報課

「がんばれ商店街!!ムジナもんワイワイまつり」 in羽生駅前銀座商店会へお出がけください

▷日時 3月23日(日)
午前10時～
午後3時

▷場所 羽生駅前銀座商店会
(齊藤三光堂前～
旧かねまん前)



※当日は午前9時30分から午後3時30分まで
車両通行止めとなります。

▷内容 市内物産・グルメの販売、
ガラポン、輪投げ、ミニSL、
射的、金魚すくいなど



※ムジナもんたちも登場します!

▷その他 車でお出がけの方は、市民プラザ、埼玉縣信用金庫、
東和銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、JAほくさい
羽生中央支店の駐車場をご利用ください。

▷主催 地域商店街活性化協議会

▷問い合わせ 商工課 <☎(560)3111>
商工会 <☎(561)2134>

リサイクル家具を無償 提供します

市では、ご家庭で不用になつた家具などを粗大ごみとして収集していますが、ごみの減量化・資源化を進め、リサイクルへの関心を高めてもらうために、収集した家具を市民の皆さんに無償で提供します。

▽日時 3月15日(土)
午前10時～午後4時

▽場所 市民プラザ1階イベントホール

▽展示品 タンス、ロッカー、テーブルなど80点程度

▽その他

・先着順とし、家具がなくなり次第終了となります。

・都合により、入場を制限する場合があります。

・原則として、1人1点の引き取りとなります。

・家具の搬出・運搬は、原則として引き取る方が行つてくださいます。

・販売目的での引き取りはできません。

▽問い合わせ
環境課(内線296)

健康保険の切り替えに ご注意ください

次のような場合には、国民健康保険(国保)への加入・脱退が必要となりますので、該当する方は14日以内に市役所への届け出をお願いします。

なお、届け出が遅れると、国保税と社会保険料を二重に支払つたり、医療費の全額を負担することになる場合がありますので、ご注意ください。

○国保への加入

・職場の健康保険(社会保険)から脱退したとき

・職場の健康保険に加入していない方が他市町村から転入したとき

・国保加入の方に子どもが生まれたとき

○国保からの脱退

・職場の健康保険に加入したとき

・他市町村へ転出するとき

・国保加入の方が死亡したとき

※職場の健康保険と国民健康保険の間で、自動的に切り替わることはありませんので、必ず届け出を行ってください。

▽問い合わせ
健康医療課(内線171)

訂正とおわび 3月の在宅当番医について

広報はにゅう2月号(11ページ)でお知らせしました「在宅当番医」について、誤りがありましたので訂正してお詫びいたします。正しくは次の通りです。
また、2月11日(建国記念の日)の在宅当番医のお知らせについても誤りがあり、利用者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

期日	誤	正
3月23日(第4日曜日)	太田整形外科クリニック (☎(562)6700) 南2丁目	メディモ・羽生内科 (☎(580)5558) 川崎2丁目

パブリック・コメント に対する意見を募集

はにゅう男女共同参画プラン (改訂版)(案)

▽計画の概要

「第2次羽生市男女共同参画基本計画」が計画期間の中間年度を迎えたため、改訂を行うこと

ともに、「羽生市DV防止基本計画」を新たに策定し、プランに加えました。

▽募集期間
2月28日(金)～3月31日(月)

▽公表物の掲示場所
市ホームページ、市役所(人権推進課)、パブリック羽生、各公民館、市民プラザ、市図書館

▽意見の提出方法
書式は自由ですが、提出される方の住所、氏名(法人の場合は主たる事務所所在地等)、電話番号を記入してください。

▽提出先
○郵送の場合
〒348-0053
羽生市南5-4-3
パブリック羽生あて

○ファックスの場合
(FAX)(562)1889

○Eメールの場合
jinken@city.hanyu.lg.jp

▽持参・問い合わせ先
パブリック羽生
(☎)(561)1681
人権推進課(内線321)

▽計画の概要
都市計画法第34条第11号(条例)で定め、市街地調整区域においても環境の保全上支障がない建物の立地が可能となる制度の区域内で建築できる建物の種類について、見直すものです。

▽募集期間
2月28日(金)～3月31日(月)

▽公表物の掲示場所
市ホームページ、市役所(開発建築課)、各公民館、市民プラザ、市図書館

▽意見の提出方法
書式は自由ですが、提出される方の住所、氏名(法人の場合は主たる事務所所在地等)、電話番号を記入してください。

▽提出先
○郵送の場合
〒348-0860
羽生市開発建築課あて

○ファックスの場合
(FAX)(561)6380

○Eメールの場合
kaken@city.hanyu.lg.jp

▽持参・問い合わせ先
開発建築課(内線263)

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

農地の適正管理を
お願いします

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。

「あの上野駅」の作詞でおなじみ 関口義明氏の顕彰碑除幕式を行います

郷愁を誘う人生の応援歌として歌われてきた「あの上野駅」。この歌を作詞したのは、羽生市出身の関口義明氏です。このたび、「関口義明先生を偲ぶ顕彰碑建立実行委員会」がその功績をたたえ顕彰碑を建立し、除幕式を行いますので、ぜひお越しください。



▷日時 3月30日(日) 午前10時～正午
▷場所 道の駅はにゅう
▷問い合わせ
市民プラザ <☎(560)3111>

キヤッセ春休み子どもまつり

▷日時 3月23日(日)午前10時～
▷場所 キヤッセ羽生
▷内容
・ニュースポーツ体験
(ねらえ!!ムジナもん、
カップインゴルフ)
・草もちつき体験
・ムジナもん&
いがまんちゃんと写真を撮ろう
・フワフワトランポリン
・バルーンアート風船プレゼント
・その他イベントもりだくさん
▷問い合わせ
キヤッセ羽生 <☎(565)5255>



農地を守るのは皆さんです!
農地の所有者・耕作者の方には「農地を農地として適正に利用する責任」があります。農地を荒廃させてしまうと、雑草によって周辺の農地に悪影響を与えるほか、火災の心配や防犯上の危険もあります。



羽生市文化ホール友の会 ～平成26年度会員募集～



友の会に入会すると、各種事業案内の送付やチケットの先行販売の特典が受けられます。

また、平成26年度から、産業文化ホールの管理運営・文化ホール友の会事務局が指定管理者（株式会社ケイミックス）に変わるため、これまで以上に自主事業が増える予定です。この機会にぜひご入会ください。

会員の期間	4月1日～平成27年3月31日 ※途中入会も可能ですが、期限は平成27年3月31日までとなります。		
種類 会費 (年額)	個人会員	1人1,000円	登録者のみ有効
	団体会員	1人800円	1団体10人以上で構成 登録者のみ有効
	法人会員	1社5,000円	個人会員5人分の特典、無記名
※途中で退会された場合、返金はありません。			
特典	①同ホールが主催・共催するコンサート等のチケットの先行販売 ②同ホールが主催・共催するコンサート等のイベント案内の送付		
入会方法	同ホール事務室窓口にある入会申込書に必要事項を記入の上、会費を添えてお申し込みください。 ※口座振込は行っていません。		

▷問い合わせ 同ホール ☎(561)4911

▽問い合わせ 税務課(内線118)

■注意事項

- 本人確認ができるもの(免許証等)をご持参ください。
- 借地人・借家人は、契約書等(所在地番の記入があるもの)をご持参ください。
- 法人名義の固定資産の縦覧・閲覧をする場合は、会社等から縦覧・閲覧する方への委任状が必要です。(社員証の提示のみでは縦覧・閲覧できません)

▽閲覧できる方

- 固定資産税納税義務者および同居している家族
- 納税管理人
- 借地人、借家人
- 納税義務者からの委任状を有する方 など
- 借地人は借地部分のみ、借家人は借家部分とその敷地のみ閲覧できます。

■固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者や固定資産の所有者は、課税されているご自分の固定資産(借地人・借家人は借りている資産に限る)の平成26年度課税台帳を税務課で閲覧できます。(平成25年度以前は有料)

▽日時 4月1日(火)～6月2日(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

▽場所 市役所1階税務課

▽費用 無料

▽固定資産の縦覧

- 土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格
- 家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

▽縦覧できる方

- 市内にある土地・家屋の固定資産税納税義務者および同居している家族
- 納税管理人
- 納税義務者からの委任状を有する方 など
- ※土地の納税義務者については土地価格等縦覧帳簿のみ、家屋の納税義務者については家屋価格等縦覧帳簿のみ縦覧できます。

▽費用 無料

▽固定資産の縦覧

- 土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格
- 家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

▽縦覧できる方

- 市内にある土地・家屋の固定資産税納税義務者および同居している家族
- 納税管理人
- 納税義務者からの委任状を有する方 など
- ※土地の納税義務者については土地価格等縦覧帳簿のみ、家屋の納税義務者については家屋価格等縦覧帳簿のみ縦覧できます。

■候補者となろうとする方は、次の要件が必要です

- ①日本国民であること
- ②年齢満25歳以上(選挙期日現在)であること

■次の事項に該当する方は、立候補できません

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)
- ③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その刑の執行を終了した日から10年を経過しない者、またはその刑の執行猶予中の者
- ④選挙に関する犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ⑤公職選挙法、政治資金規正法等に定める犯罪により、被選挙権が停止されている者

■問い合わせ 選挙管理委員会(内線232)

羽生市長選挙 立候補予定者の説明会を開催

5月18日は市長選挙

任期満了に伴う羽生市長選挙が、5月18日(日)に行われます。それに伴い選挙管理委員会では、立候補予定者の説明会を開催します。立候補の意志がある方は、説明会開催前までに出席予定者の住所、氏名を選挙管理委員会へご連絡ください。

▷日時 4月4日(金) 午後1時30分～
▷場所 市民プラザ2階大会議室
▷内容 立候補届け出の方法、選挙運動の方法など

■候補者となろうとする方は、次の要件が必要です

- ①日本国民であること
- ②年齢満25歳以上(選挙期日現在)であること

■次の事項に該当する方は、立候補できません

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)
- ③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その刑の執行を終了した日から10年を経過しない者、またはその刑の執行猶予中の者
- ④選挙に関する犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ⑤公職選挙法、政治資金規正法等に定める犯罪により、被選挙権が停止されている者

■問い合わせ 選挙管理委員会(内線232)

平成26年度 羽生市スポーツスクール

▷参加資格 市内在住、在勤、在学の方

▷申し込み 4月6日(日)午前8時30分から20日(日)午後5時までに参加費を添えて市体育館にお申し込みください。(先着順)

▷その他 講師の都合等で日程が変更になる場合があります。

▷問い合わせ スポーツ振興課(市体育館内) ☎(563)0150 【火曜日休館】

スクール名	内容	期間	曜日	時間	場所	対象	定員	費用	用意する物
テニス	初級者～中級者のレベルにあった指導	5月10日～7月12日	土(10回)	午後1時30分～3時30分	中央公園 テニスコート	高校生以上	40名	3,000円	ラケット、 テニスシューズ
ソフトテニス	ルール～基本～ゲームができるまで	5月11日～7月13日	日(10回)	午前9時30分～正午	羽生実業高校・ テニスコート	小・中学生	40名	2,000円	ラケット、 テニスシューズ
弓道	初級者～上級者のレベルにあった指導	5月10日～6月8日	土・日(10回)	午後1時30分～3時30分	羽生実業高校・ 弓道場	高校生以上	10名	3,000円	
健康体操(らくらくピクス)	体をほぐしてリラックス！ 体を動かすことを楽しみましょう！	5月14日～7月16日	水(10回)	午前10時～11時	市体育館・ トレーニング室	一般	30名	3,000円	バスタオル
ピラティス	バランスのとれた体を目指し、体の深部から筋肉を動かすエクササイズ	5月14日～7月16日	水(10回)	午後8時～9時	市体育館・ トレーニング室	一般	30名	3,000円	バスタオル
フィットネス	ソフトエアロピクス・ウォーキングでシェイプアップ	5月15日～7月17日	木(10回)	午前10時～11時	市体育館・ サブアリーナ	一般	30名	3,000円	体育館シューズ
親子体操・水組	親子でできる楽しい体操	5月14日～7月16日	水(10回)	午前10時～11時	市体育館・ アリーナ	平成23年4月2日～ 平成24年4月1日 生まれの子とその保護者	各25組	各3,000円	体育館シューズ
親子体操・金組		5月16日～7月18日	金(10回)						
新体操	リズムに合わせて体を動かそう リボン・ボール・フープ	5月12日～7月14日	月(10回)	午後4時～5時	市体育館・ サブアリーナ	小学生女子	30名	2,000円	
少年少女体操・月曜	楽しみながら、マット運動・ 鉄棒・跳び箱・トランポリン	7月28日～8月25日	月(5回)	午前9時30分～10時30分	市体育館・ トレーニング室	小学生	各30名	各1,000円	
少年少女体操・金曜		7月25日～8月29日 ※8月15日を除く	金(5回)						